

県南広域振興局長告示第71号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者が指定居宅サービスの事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

令和8年6月26日

県南広域振興局長 菅 原 健 司

1 訪問入浴介護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0372700260	社会福祉法人一関市社会福祉協議会	訪問入浴センター東山	一関市東山町長坂字西本町139番地1	令和8年6月30日

2 特定施設入居者生活介護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0371500240	株式会社パセオ	特定施設入居者生活介護事業所 安親館	奥州市江刺愛宕字観音堂沖400番地1	令和8年6月30日